

## (一社) 八尾市薬剤師会      学校薬剤師委員会会員・内規

### 1 章   会 員

1. (一社) 八尾市薬剤師会の正会員であること
2. (一社) 大阪府薬剤師会<大阪府学校薬剤師会>会員であること

### 2 章   推薦について

1. 新規従事希望者は、市教育委員会への推薦名簿提出月（2 月初旬）の半年前（7 月 31 日）までに（一社）八尾市薬剤師会に入会し、学校薬剤師委員会入会申込書を提出していること
2. 委嘱期間は 1 年間である為、新規従事希望者のうち、勤務薬剤師の場合は雇用主の承諾が必要である。よって薬剤師会所定の承諾書に記入の上 12 月末日までに提出する事。但し継続して推薦を受ける場合承諾書は省略出来るが、学校薬剤師の職務を充分理解し責任を果たすこと
3. 委員長は次年度の推薦名簿を 1 月の理事会に提出する

### 3 章   会 費

1. 学校薬剤師として推薦を受けた年度より会費（年 2,000 円）を支払うこと
2. 委員会会員であっても担当校を受け持たない場合は、会費は発生しない

### 4 章   研修会等の参加について

1. 新規従事希望者は、会が定める学校薬剤師研修会を、委員長が推薦名簿を提出する日までに少なくとも 1 回は受講すること。この条件を満たさない場合は推薦を取消されることもある
2. 八尾市薬剤師会主催の研修会に積極的に参加する。特に委員会研修会は受講すること
3. 大阪府学校薬剤師会研修会に参加する
4. 健康展等の学校薬剤師委員会の催しものや事業へ積極的に参加する
5. 総会等、他の薬剤師会活動へ積極的に参加する

### 5 章   担当校について

1. 担当校は 1 人 1 校とする
2. 学校数より委員会員数が少ない場合は、1 人 2 校以上持つ事が出来る
3. 学校数より委員会員数が多い場合は、新規希望者があっても担当校を持てない状態が起きるが会員とする

## 6 章 定年制について

1. 当委員会は定年制を採用し、委員会員が満 70 才になった年の年度末(3 月 31 日)で勇退するものとする  
但し、委員の不足等の理由により委員長から要請を受けた場合は、70 歳を超えても職務を継続することができる。継続する場合の委嘱期間は 1 年間とし、委員会員の確保ができた場合はその年度末で勇退するものとする。

## 7 章 その他

1. 学校薬剤師委員会研修会は毎年 4 月に実施する
2. 委嘱期間は 1 年間であるが、やむを得ない事由により途中交代しなくてはならない場合は委員会で検討し理事会に報告を行う
3. この内規は平成 30 年 5 月 13 日施行する

平成 19 年 11 月 7 日作成

平成 30 年 4 月 8 日委員会承認

平成 30 年 5 月 13 日理事会承認

令和 6 年 4 月 14 日委員会承認

令和 6 年 5 月 11 日理事会承認